

岩手県新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

令和 2 年 4 月 10 日

岩手県新型コロナウイルス感染症対策本部
(令和 2 年 4 月 23 日改定)
(令和 2 年 5 月 5 日改定)
(令和 2 年 5 月 15 日改定)
(令和 2 年 5 月 26 日改定)
(令和 3 年 1 月 8 日改定)
(令和 3 年 3 月 8 日改定)
(令和 3 年 12 月 15 日改定)
(令和 4 年 5 月 30 日改定)
(令和 4 年 11 月 30 日改定)

本県の新型コロナウイルス感染症対策の推進に当たっては、国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（以下「国の基本的対処方針」という。）によることを基本とすることとし、これに追加する方針については、本方針によるものとする。

一 新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針

(1) 感染防止策

1) 岩手緊急事態宣言の発出及び解除

岩手県における令和 3 年 11 月 8 日の国の新型インフルエンザ等対策推進会議新型コロナウイルス感染症対策分科会提言におけるレベル分類の判断基準については、別表のとおりとし、県は、感染拡大期においてはレベル 3 に至らないようにすることを目的として、岩手緊急事態宣言を発出する。

(岩手緊急事態宣言発出の考え方)

県内において、感染拡大の傾向があると認められる場合に、医療提供体制やクラスターの発生状況等を踏まえて、県対策本部長が総合的に判断する。

(岩手緊急事態宣言解除の考え方)

県内の感染及び医療提供体制・公衆衛生体制の状況を踏まえて、県対策本部長が総合的に判断する。

2) 岩手警戒宣言の発出及び解除

(岩手警戒宣言発出の考え方)

県内において、感染リスクが高まっていると認められる以下のような場合等に県対策本部長が総合的に判断する。

- ・ 大都市圏や隣県において感染が拡大している場合
- ・ 県内において感染拡大の兆候が見られる場合
- ・ 県内において感染拡大が懸念される新たな変異株が確認された場合

(岩手警戒宣言解除の考え方)

県内において、上記の岩手警戒宣言発出の事由が無くなったと認められる場合等に県対策本部長が総合的に判断する。

二 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

(1) サーベイランス・情報収集

- ① 県は、原則として、積極的疫学調査により、濃厚接触者に限らず広く感染の可能性のある接触者を把握し、適切な感染対策を行う。

(2) 検査

- ① 県は、「岩手緊急事態宣言」における取組として法第24条第9項に基づき、感染に不安を感じる無症状者に対して、ワクチン接種者を含めて検査を受けることを要請する。

(3) まん延防止

1) 国の基本的対処方針における緊急事態措置区域及び重点措置区域以外の都道府県における取組等

- ① 県は、「岩手緊急事態宣言」における取組として、緊急事態措置区域及び重点措置区域以外の都道府県における感染拡大の傾向がみられる場合の取組等に準拠し、県内の感染拡大防止に必要な対策を講じる。
- ② 県は、「岩手警戒宣言」における取組として、警戒強化のため、感染及び医療の状況について客観的な数値を示すとともに、県民に対し基本的感染対策の再徹底や感染リスクの高い行動を回避すること等の呼びかけを行う。

(4) 医療提供体制の強化

県は、新型コロナウイルス感染症の患者に対し適切な医療を提供するとともに、一般医療への影響を最小限に止めるため、岩手県における新型コロナウイルス感染症に係る医療体制の方針を定める。

県は、岩手県医師会、岩手医科大学をはじめとする医療関係団体や、県立病院等の公立・公的病院などとの緊密な連携の下、限られた医療資源を“オール岩手”で有効に活用する医療体制を整備する。

別表

レベル分類の判断基準

新たなレベル分類	判断基準
レベル0 (感染者ゼロレベル)	新規陽性者数ゼロを維持できている状況
レベル1 (維持すべきレベル)	安定的に一般医療が確保され、新型コロナウイルス感染症に対し医療が対応できている状況
レベル2 (警戒を強化すべきレベル)	医療体制のフェーズが2になった場合 (確保病床の使用率が概ね20%を超えた状況)
レベル3 (対策を強化すべきレベル)	「3週間後に必要とされる病床数」が県内において確保病床数に到達した場合又は病床使用率や重症病床使用率が50%を超えた場合に、県が総合的に判断する その際には、感染状況その他様々な指標も併せて評価する
レベル4 (避けたいレベル)	一般医療を大きく制限しても、新型コロナウイルス感染症への医療に対応できない状況